

一、最新中国法令

- [国家市场监督管理总局关于印发《全国重点工业产品质量安全监管目录（2024年版）》的通知](#)

【发布单位】国家市场监督管理总局
【发布文号】国市监质监发〔2024〕12号
【发布日期】2024-01-29
【内容提要】该目录共包括254项质量安全监管重点工业产品。国家市场监督管理总局要求各级市场监管部门聚焦生产领域和流通领域产品质量，结合目录合理确定监管重点、监管措施、监管频次，实施分级分类精准监管。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/zljds/art/2024/art_ecc33eb3ba634e3aa24930878508f12c.html

- [海关总署关于执行《产业结构调整指导目录（2024年本）》有关事项的公告](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告2024年第13号
【发布日期】2024-01-29
【实施日期】2024-02-01
【出台背景】《产业结构调整指导目录（2024年本）》【以下简称《目录（2024年本）》】自2024年02月01日起施行。

【内容提要】根据该公告：

- 自2024年02月01日起，对属于《目录（2024年本）》鼓励类范围的国内投资项目，在投资总额内进口的自用设备以及按照合同随上述设备进口的技术和配套件、备件，除《国内投资项目不予免税的进口商品目录》和《[进口不予免税的重大技术装备和产品目录](#)》所列商品外，免征关税，照章征收进口环节增值税。
- 对于2024年02月01日以前审批、核准或备案的国内投资项目，如果不属于《目录（2024年本）》鼓励类范围，但属于《目录（2019年本）》鼓励类范围，项目单位取得2025年02月01日前投资主管部门出具的《国家鼓励发展的内外资项目确认书》或直属海关出具《适用鼓励类产业政策条目

一、最新中国法令

- [「全国重点工業製品品質安全監督管理リスト（2024年度版）」の通達に関する国家市場監督管理総局による通知](#)

【発布機関】国家市場監督管理総局
【発布番号】国市監質監発〔2024〕12号
【発布日】2024-01-29
【概要】本リストでは、合計254項目の品質安全監督管理対象の重点工業製品が含まれている。国家市場監督管理総局は各級の市場監督部門に対し、生産分野と流通分野における製品品質に焦点をあて、リストを踏まえて、監督管理の重点対象、監督管理措置、監督管理の頻度を決め、等級と種類別で的確な監督を実施するよう求めている。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/zljds/art/2024/art_ecc33eb3ba634e3aa24930878508f12c.html

- [「産業構造調整指導目録（2024年版）」の実施に関する税関総署による公告](#)

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告2024年第13号
【発布日】2024-01-29
【実施日】2024-02-01
【発布背景】「[産業構造調整指導目録（2024年版）](#)」（以下「[目録（2024年版）](#)」という）が、2024年2月1日から施行される。

【概要】本公告によると、以下の通りとされている。

- 「[目録（2024年版）](#)」の奨励類に該当する国内投資プロジェクトにおいて、投資総額内で輸入する自家用設備並びに契約に従い上記の設備に付随して輸入する技術及び関連部品、スペアパーツに対して、「国内投資プロジェクトにおいて免税扱いない輸入商品リスト」及び「[輸入において免税扱いない重大技術設備及び製品リスト](#)」に収載されている商品を除き、2024年2月1日から、関税の徴収を免除し、規則に従い輸入段階の増徴税を徴収する。
- 2024年2月1日以前に許可、認可または届出された国内投資プロジェクトにおいて、「[目録（2024年版）](#)」の奨励類に該当しないが、「[目録（2019年版）](#)」の奨励類に該当するものについて、2025年2月1日までに投資主管部門が発行した「[国が発展を奨励する内資及び外資プロジェクト確認書](#)」、または直属税関が発行した「[奨励類産](#)

确认通知单》的，可向海关办理减免税审核确认手续。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://gdfs.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5657097/index.html>

● 国家税务总局关于修改《中华人民共和国发票管理办法实施细则》的决定

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局令第 56 号
【发布日期】2024-01-15
【实施日期】2024-03-01
【内容提要】此次修改，与《中华人民共和国发票管理办法》的修订保持一致。修改内容包括：
▪ 明确电子发票的法律地位和法定效力。新增关于电子发票的定义、开具红字发票等方面的规定。
▪ 增加发票数据安全管理规定。明确税务机关在发票检查中，可以对发票数据进行提取、调出、查阅、复制。
▪ 细化发票违法行为认定情形。

【法令全文】请点击以下网址查看：
国家税务总局关于修改《中华人民共和国发票管理办法实施细则》的决定
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100011/c5221006/content.html>
官方解读
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100015/c5221009/content.html>

● 国家金融监督管理总局发布《固定资产贷款管理办法》、《流动资金贷款管理办法》、《个人贷款管理办法》

【发布单位】国家金融监督管理总局
【发布文号】国家金融监督管理总局令 2024 年第 1 号、2 号、3 号
【发布日期】2024-02-02
【实施日期】2024-07-01
【内容提要】本次修订的重点内容包括：
一是合理拓宽固定资产贷款和流动资金贷款的用途及贷款对象范围，优化流动资金贷款测算要求，满足信贷市场实际需求。
二是调整优化受托支付金额标准，适度延长受托支付时限要求，提升受托支付的灵活性。
三是结合信贷办理线上需求，明确视频面谈、非现场调查等办理形式，适

業政策項目適用確認通知書」を取得したプロジェクト組織は、税関に税金減免審査確認手続きを行うことができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://gdfs.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5657097/index.html>

● 「中華人民共和国發票管理弁法実施細則」の改正に関する国家稅務總局による決定

【發布機關】國家稅務總局
【發布番号】國家稅務總局令 第 56 号
【發布日】2024-01-15
【實施日】2024-03-01
【概要】今回の改正は、「中華人民共和国發票管理弁法」の改正との整合性をとるものである。改正内容は、下記の通りである。
▪ 電子發票の法的地位と法定効力を明確にした。電子發票の定義、紅字發票の発行に係る規定等を新たに追加した。
▪ 發票のデータセキュリティ管理規定を追加した。稅務機關が發票検査において、發票データの取り出し、呼び出し、閲覧、複製ができることを明確にした。
▪ 發票違法行為の認定状況を詳細化した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
「中華人民共和国發票管理弁法実施細則」の改正に関する國家稅務總局による決定
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100011/c5221006/content.html>
公式解説
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100015/c5221009/content.html>

● 国家金融監督管理總局が「固定資產貸付管理弁法」、「流動資金貸付管理弁法」、「個人貸付管理弁法」を公布した

【發布機關】國家金融監督管理總局
【發布番号】國家金融監督管理總局令 2024 年第 1 号、第 2 号、第 3 号
【發布日】2024-02-02
【實施日】2024-07-01
【概要】今回改正した重点内容は以下の通りである。
一、固定資產貸付と流動資金貸付の用途及び貸付対象範囲を合理的に拡大し、流動資金貸付の予算要求を最適化し、与信市場の実際のニーズを満たすようにした。
二、受託した支払額の基準を調整し最適化し、受託した支払額の期限要件を適度に延長し、受託した支払額の弾力性を高めた。
三、与信業務のオンライン化のニーズを踏まえ、リモート面談やオフサイトでの調査などの

配新型融资场景。

四是明确贷款期限要求，引导商业银行有效防范贷款期限错配风险，进一步优化贷款结构。

五是进一步强化信贷风险管控，推动商业银行提升信贷管理的规范化水平。

六是将《项目融资业务管理规定》作为专章纳入《固定资产贷款管理办法》。

【法令全文】请点击以下网址查看：

国家金融监督管理总局发布《固定资产贷款管理办法》、《流动资金贷款管理办法》、《个人贷款管理办法》

<https://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1151058&itemId=915>

官方答记者问

https://www.gov.cn/zhengce/202402/content_6929810.htm

業務形式を明確にし、新たな融資シナリオに対応するようにした。

四、貸付期間を明確にし、商業銀行が貸付期間のミスマッチによるリスクを効果的に防止するよう導き、貸付構造をさらに最適化した。

五、与信リスクの管理とコントロールを更に強化し、商業銀行が与信管理の規範化水準を引き上げるよう促進する。

六、「プロジェクト融資業務管理規定」を独立した一章として「固定資産貸付管理弁法」に組み入れた。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

国家金融監督管理総局が「固定資産貸付管理弁法」、「流動資金貸付管理弁法」、「個人貸付管理弁法」を公布した

<https://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1151058&itemId=915>

記者の質問に対する公式回答

https://www.gov.cn/zhengce/202402/content_6929810.htm

● [国家税务总局关于办理 2023 年度个人所得税综合所得汇算清缴事项的公告](#)

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告 2024 年第 2 号

【发布日期】2024-01-31

【内容提要】该公告总体上延续了前几次汇算公告的框架与内容。与以往年度相比，主要变化有四条：

1. 进一步延长汇算代办确认时间，不再要求必须在 04 月 30 日前与单位确认委托关系。
2. 进一步明确多次股权激励合并申报的方式、时间和地点。
3. 对未足额申报补缴税款的纳税人，进一步明确汇算有关文书送达的规定。
4. 将汇算预约办税起始时间调整为 02 月 21 日。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5221099/content.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

● [2023 年度个人所得税综合所得的确定申告手続きに関する国家税務総局による公告](#)

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告 2024 年第 2 号

【発布日】2024-01-31

【概要】本公告は、従来の確定申告公告の枠組みと内容を全体的に受け継いでいる。従来版と比べ、主に 4 つの変更点がある。

1. 確定申告代行の確認時間を更に延長し、必ず 4 月 30 日までに組織との委託関係を確認しなければならないとは求められなくなった。
2. 複数のストックインセンティブをまとめて申告する際の方法、期間、場所を更に明確にした。
3. 全額の申告を行っておらず税金を追納する納税者に対し、確定申告に関する文書送達規定を更に明確化した。
4. 確定申告の税務手続き予約開始日を 2 月 21 日へと調整した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5221099/content.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、最新资讯

● [公安部经侦局推出便民利企十项工作指引](#)

日前，公安部经侦局推出便民利企十项工作指引，并部署全国公安经侦部门贯彻落实。其中包括：

- [方便群众企业报案。](#)
出台常见多发经济犯罪案件报案指引，推进经济犯罪案件接报案窗口、便民服务信息终端建设。
- [强化企业合法权益保护。](#)
依法打击合同诈骗、职务侵占、挪用资金、非国家工作人员行受贿等常见多发涉企经济犯罪。
- [集中开展涉案财物管理排查整治。](#)
严格区分涉案财产与合法财产，对与案件无关或者案件已经撤销的，及时解除查封、扣押、冻结措施。
- [推行涉案账户“阳光冻结”。](#)
依法冻结涉案账户后，为群众企业提供询问渠道、申诉方式；严禁超权限、超范围、超数额、超时限冻结；经核实与案件无关的，依法及时予以解冻。

（里兆律师事务所 2024 年 02 月 02 日编写）

● [国家市场监督管理总局发布 2023 年民生领域反垄断执法专项行动第三批典型案例](#)

日前，国家市场监督管理总局发布 [2023 年民生领域反垄断执法专项行动第三批典型案例](#)。本批典型案例共涉及经营者集中案件、滥用市场支配地位案件、垄断协议案件、滥用行政权力排除限制竞争案件四类共十五件案件。

（里兆律师事务所 2024 年 02 月 02 日编写）

● [上海网信部门处罚一批未尽消费者个人信息保护义务单位](#)

上海市互联网信息办公室公布部分处罚未尽消费者个人信息保护义务单位典型案例，对一批未有效履行消费者个人信息保护责任、存在严重问题的知名企业予以行政处罚。五大类问题值得关注：

二、新着情報

● [公安部经侦局が人々と企業に利する 10 項目の作業ガイドラインを打ち出した](#)

先頃、公安部经侦局は人々と企業に利する 10 項目の作業ガイドラインを打ち出し、全国公安经侦部門がその実施を貫徹するよう手配した。それには以下のものが含まれる。

- [人々と企業による通報の利便化。](#)
よくあり、頻発する経済犯罪事件の通報ガイドラインを公布し、経済犯罪事件通報の受付窓口や人々に利するサービスの情報端末の設置を推進する。
- [企業の合法的な権益の保護の強化。](#)
契約詐欺、職務横領、資金の不正流用、非国家公務員の収賄等のよくある、頻発する企業に係る経済犯罪を法に依拠して取り締まる。
- [案件に係る財物の管理に対する逐一検査と見直しの集中的実施。](#)
案件に関する財産と合法的な財産とを厳格に区別し、案件と関係のない財産または案件がすでに取消しとなった場合、差押、押収、凍結措置を速やかに解除する。
- [案件に係る口座に対する「公開凍結」の遂行。](#)
案件に関する口座を法に依拠して凍結した後、人々と企業には照会先、申立方法を提供する。権限を超え、範囲を超え、金額を超え、期間を超え、凍結することを厳禁する。案件に関係しないことが確定できた場合は、法に従い、速やかに凍結を解除する。

（里兆法律事務所 2024 年 2 月 2 日付で作成）

● [国家市場監督管理總局が 2023 年人々の暮らしに関わる分野における独占禁止法執行特別活動第三回目となる典型事例を発表した](#)

先頃、国家市場監督管理總局は「[2023 年人々の暮らしに関わる分野における独占禁止法執行特別活動第三回目となる典型事例](#)」を発表した。今回の典型事例は事業者集中、市場支配的地位の濫用、独占協定案件、行政権力を濫用した競争の排除という 4 つのカテゴリー計 15 件の案件に関わっている。

（里兆法律事務所 2024 年 2 月 2 日付で作成）

● [上海市インターネット情報部門が消費者の個人情報保護義務を怠った企業を処分した](#)

上海市インターネット情報弁公室は、消費者の個人情報保護を義務を果たさなかった企業に対する処罰の一部の典型事例を公表し、一部の消費者個人情報の保護責任を有効に履行しておらず、深刻な問題が存在する有名企業に対し行政処罰を行った。5 つのタイ

- 在收集环节，强制要、过度取个人信息；
- 在存储环节，大量个人信息未加密；
- 在使用传输环节，企业随意授权放权管理不到位；
- 在管理制度上，企业关于个人信息保护措施明显缺失；
- 在安全防护上，网络信息系统存在安全漏洞。

（里兆律师事务所 2024 年 02 月 02 日编写）

三、里兆解读

● 工伤认定的简要解读

入冬以来，降雨落雪的恶劣天气增多，职工上下班途中的安全事故也在增加。近日，律师收到不少有关工伤认定的咨询，本文将结合有关法律规定，对工伤认定的细节问题，特别是上下班途中受伤的情形进行解读，以帮助大家对工伤有初步的了解与判断。

Q1. 工伤认定的法定情形

根据《工伤保险条例》第 14 条规定，职工符合以下情况之一的，应认定为工伤：

1. 在工作时间和工作场所内，因工作原因受到事故伤害的。
2. 工作时间前后在工作场所内，从事与工作有关的预备性或者收尾性工作受到事故伤害的。
3. 在工作时间和工作场所内，因履行工作职责受到暴力等意外伤害的。
4. 患职业病的。
5. 因工外出期间，由于工作原因受到伤害或者发生事故下落不明的。
6. 在上下班途中，受到非本人主要责任的交通事故或者城市轨道交通、客运轮渡、火车事故伤害的。
7. 法律、行政法规规定应当认定为工伤的其他情形。

除此之外，《工伤保险条例》第 15 条规定了“视同工伤”的三种情形：在工作时间和工作岗位，突发疾病死亡或者在 48 小时之内经抢救无效死亡的；在抢险救灾等维护国家利益、公共利益活动中受到伤害的；职工原在军队服役，因战、因公负伤致残，

的问题点为注目に値する。

- 収集の段階において、個人情報強制的に入手し、限度を超えて取得するもの。
- 保管の段階において、大量の個人情報に対し暗号化を施していないもの。
- 利用・伝送の段階において、企業が恣意的に権限委譲を行い、管理体制が整っていないもの。
- 管理制度上、企業による個人情報の保護措置が明らかに不足しているもの。
- 安全防护上、インターネット情報システムにセキュリティホールが存在しているもの。

（里兆法律事務所 2024 年 2 月 2 日付で作成）

三、里兆解説

● 労災認定を簡潔に考察する

冬に入り、雨や雪といった悪天候が増えることで、従業員の出退勤途中における事故も増加する。筆者はこのところ、労災認定に関する多くの相談を受けているが、本文では、労災について差し当たり理解し、判断しやすいよう、関係する法律規定を踏まえ、労災認定の細かな点、とりわけ出退勤途中に負傷したケースの労災認定について考察する。

Q1. 労災と認定されるうえでの法定状況とはどのようなものか？

「労災保険条例」第 14 条の規定によると、従業員が以下の状況のいずれかに該当する場合、労災と認定されることになる。

1. 業務時間中及び業務場所において、業務上の原因により事故に遭い負傷したとき。
2. 業務時間の前後に業務場所において、業務と関係のある準備又は片付けの性質を有する業務に従事することにより、事故に遭い負傷したとき。
3. 業務時間中及び業務場所において、業務上の職責を履行したことにより暴力などの突発的な傷害を受けたとき。
4. 職業病に罹患したとき。
5. 業務のための外出期間に、業務上の原因により負傷し又は事故が発生し行方不明になったとき。
6. 通勤途中において、本人の主要な責任によらない交通事故又は都市の路線交通、旅客用フェリー、列車での事故に遭い負傷したとき。
7. 法律、行政法規で労災と認定されるべきと定められているその他の場合。

このほか、「労災保険条例」第 15 条では「みなし労災」とされる 3 通りの状況を定めており、それは、業務時間中及び業務場所において、突発的な疾病により死亡し又は 48 時間以内に応急手当をしたにも関わらず死亡した場合、災害救助等の国の利益、公共の利益を守る

已取得革命伤残军人证,到用人单位后旧伤复发的。第 16 条则明确了三种不得认定为工伤或者视同工伤的情形：**故意犯罪、醉酒或吸毒、自残或自杀。**

Q2. 如何理解工作时间、工作场所、工作原因？

关于工作三要素的理解，实践中法院会依据案件的具体情况把握和判定，各地存在一定差异。结合《最高人民法院关于审理工伤保险行政案件若干问题的规定》（以下简称“《规定》”），本文理解如下：

1. 工作时间：包括职工劳动合同约定的工作时间或者用人单位规定的工作时间以及加班加点的工作时间。
2. 工作场所：既包括用人单位能够对从事日常生产经营活动进行有效管理的区域，也包括职工为完成某项特定工作所涉及的单位以外的相关区域，还包括职工因工作来往于多个与其工作职责相关的工作场所之间的合理区域。
3. 工作原因：既包括职工在工作时间和工作场所内，因从事生产经营活动直接遭受的事故伤害，也包括在工作过程中职工临时解决合理必需的生理需要时由于不安全因素遭受的意外伤害。此外，用人单位安排或者组织职工参加文体活动，应视为工作原因；而**用人单位以工作名义安排或者组织职工参加餐饮、旅游观光、休闲娱乐等活动，或者从事与本人、他人私利有关的活动，以及职工因工外出期间从事与工作职责无关的活动受到伤害的，不作为工作原因。**

【案例】关于“工作原因”的举证责任

- 上海（2009）沪 01 行终 829 号一案中，对于职工在解决必需的生理需要时因不安全因素遭受的意外伤害，法院支持认定为工伤。
- 对于用人单位否认社保部门工伤认定决定这一情形，由用人单位举证证明职工受伤非工作原因所致，否则应承担举证不能的后果。

Q3. 如何理解预备性或收尾性工作？

一般认为，预备性或收尾性工作是指在工作前的一段合理时间内，与工作有一定的关系，或者根据法律法规、行业操作规程、用人单位规章制度规定，为完成工作所作的准备或者后续事务。例如，

活動中に負傷した場合、従業員が以前に軍隊で兵役に服し、戦闘、公務により負傷して身体障害が残り、革命身体障害軍人証を取得している者が使用者において業務した後に古傷が再発した場合である。第 16 条は、**故意に犯罪を犯し、酒酔い又は薬物を摂取し、自傷又は自殺**するという 3 通りの状況は労災又はみなし労災と認定してはならない状況を明確にした。

Q2. 業務時間、業務場所、業務上の原因とはどのように理解すべきか？

この「業務 3 要素」について、実践において、裁判所は事件の具体的な状況に基づき把握判断するが、地域ごとに一定の相違がある。「労災保険行政案件の審理に係る若干の問題に関する最高人民法院による規定」（以下、「規定」をいう）を踏まえ、本文では以下の通り理解する。

1. 業務時間：従業員の労働契約で約定された業務時間又は使用者が規定した業務時間及びその残業時間が含まれる。
2. 業務場所：使用者が日常的な生産経営活動に従事することを効果的に管理することのできる区域や、従業員が特定の業務を遂行するために関与する使用者以外の関連区域、従業員が業務のためにその職責に関連する複数の業務地を往来する合理的な区域を指す。
3. 業務上の原因：従業員が業務時間及び業務場所において、生産経営活動に従事する上で直接に事故に遭い負傷した場合も含むが、業務中に従業員が合理的かつ必要な生理上の需要を一時的に解決する際に不安全な要素により事故に遭い負傷した場合も含む。また、使用者が従業員をレクリエーションやスポーツ行事に参加させることを手配し又は実施することは、業務上の原因とみなすべきであるが、**使用者が業務の名義で従業員を食事や観光、レジャー娯楽などの活動に参加させ、また従業員が業務のための外出期間中に業務上の職責と関係のない活動に従事することで従業員が負傷した場合、業務上の原因とはしない。**

【判例】「業務上の原因」の証明責任について

- 上海（2009）滬 01 行終 829 号の判例においては、従業員が必要な生理上の需要を解決する際に不安全な要素のために受けた不慮の傷害について、労災と認定することを裁判所は支持した。
- 使用者が社会保障部門の労災認定の決定を認めない状況に対しては、使用者が従業員の負傷は業務以外の原因によるものであることを証明するものとし、さもなければ、証明不能の法律効果を負わなければならない。

Q3. 準備又は片付けの性質を有する業務とはどのように理解すべきか？

一般的に、準備又は片付けの性質を有する業務とは、業務開始前の合理的な時間内に、業務と一定の関係があり、又は法律法規、業界作業規程、使用者規則制度の規定に基づき、業務を遂行するための準備

运输、备料、准备工具等预备性工作，以及清理、安全贮存、收拾工具和衣物等收尾性工作，需要结合劳动者的工种、岗位、工作等具体对待。

【案例】关于下班离开办公区域时的工伤认定

- 北京（2022）京行申 1256 号一案中，对于职工从单位打卡下班，在办公楼门口台阶处摔倒受伤，法院支持认定为工伤。
- 法院认为，在实践中判断是否满足“收尾性工作”条件时，应结合“工作时间前后”及“工作场所”两项因素综合考量，该职工下班经过公司所在写字楼门口的台阶，属于工作完成后的后续日常行为，且其“打卡下班离开”与“在办公楼门口摔伤”属于连贯动作，不宜对此进行片面割裂区分。

Q4. 如何理解因履行工作职责受到暴力等意外伤害的？

根据《规定》第 5 条，“因履行工作职责受到暴力等意外伤害的”有两层含义：

一是指在工作时间和工作场所内，职工因履行工作职责受到的暴力伤害，其中暴力伤害与履行工作职责有因果关系；

二是指在工作时间和工作场所内，职工履行工作职责期间由于意外因素导致的人身伤害，诸如厂区失火、车间房屋倒塌以及由于单位其他设施不安全而造成的伤害等。

Q5. 如何理解因工外出期间？

根据《规定》第 5 条，因工外出期间包括：

1. 职工受用人单位指派或者因工作需要在工作场所以外从事与工作职责有关的活动期间；
2. 职工受用人单位指派外出学习或者开会期间；
3. 职工因工作需要的其他外出活动期间。

职工因工外出期间从事与工作或者受用人单位指派外出学习、开会无关的个人活动受到伤害，不认定为工伤。

又是其后的事务をいと考えられている。例えば、輸送や材料、工具の準備などの予備的な業務、及び清掃や安全な貯蔵、工具と衣類の片付けなどの仕上げ作用等であり、従業員の職種、職場、業務などを踏まえ、具体的に取扱う必要がある。

【判例】通勤時にオフィスエリアを離れる際の労災認定について

- 北京（2022）京行申 1256 号の判例では、従業員が会社で打刻して通勤し、オフィスビルの入り口の階段で転倒した際の負傷に対しては、労災と認定することを裁判所は支持した。
- 裁判所の認識では、実践において「片付け業務」の条件に適合するかどうかを判断する際に、「業務時間の前後であること」と「業務場所」という 2 つの要素を踏まえて総合的に考慮しなければならず、当該従業員が通勤し、会社が所在するオフィスビルの入り口の階段を通ることは業務が終わった後の日常的な行為に該当し、かつその「打刻して通勤すること」と「オフィスビルの入り口で転倒したこと」は連続した動作であり、これについて一方から切り離してしまうのは好ましくない。

Q4. 業務上の職務を履行したことにより暴力などの不慮の傷害を被った場合はどのように理解すべきか？

「規定」第 5 条によると、「業務上の職責を履行したことにより暴力などの不慮の傷害を被ること」には二重の意味がある。

1 つは、業務時間中及び業務場所において、従業員が業務上の職責を履行したことにより暴力という傷害を被ることをいい、その場合、暴力という傷害は業務上の職責を履行することと因果関係があるということ。

もう 1 つは、業務時間中及び業務場所において、従業員が業務上の職責を履行している間に不慮の要素により人的危害を被ることをいい、例えば、工場敷地での出火、作業場の家屋の倒壊及び使用者のその他施設が不安全であることでもたらされた傷害などである。

Q5. 業務のための外出期間とはどのように理解すべきか？

「規定」第 5 条によると、業務のための外出期間には以下のものが含まれる。

1. 従業員が使用者の指示を受け、又は業務上の必要により業務場所以外で業務上の職責と関係のある活動に従事する期間。
2. 従業員が使用者の指示を受けて外出し、学習又は会議に出席している期間。
3. 従業員が業務上必要なその他の外出活動に従事している期間。

業務のための外出期間に、従業員が業務又は使用者の指示を受けて外出する学習、会議とは無関係の個人活動に従事し負傷した場合、労災とは認定しない。

Q6. 如何理解上下班途中？

根据《规定》等相关规定，以下情形可以被认定为“上下班途中”：

1. 在合理时间内往返于工作地与住所地、经常居住地、单位宿舍的合理路线的上下班途中；
2. 在合理时间内往返于工作地与配偶、父母、子女居住地的合理路线的上下班途中；
3. 从事属于日常工作生活所需要的活动，且在合理时间和合理路线的上下班途中；
4. 在合理时间内其他合理路线的上下班途中。

对上下班途中工伤的界定，一般采取从有利于保障工伤事故受害者的立场出发，围绕“合理路线”与“合理时间”这两个关键概念，对“上下班途中”作出全面、正确的理解。需要注意的是，不能单纯地以时间长短作为考量标准，应综合考虑空间、时间以及出行目的，具体而言：

- 空间：职工从居住地到工作地之间所经过的合理路径，包括两地的最直接、最通达的路径，也包括职工为了处理与其工作、回家以及日常生活有密切相关的事务（如到菜市场买菜、到学校接小孩）的路径，或者因暴雨所致道路不能通行、交通异常堵塞等特殊情形而正当绕道所经过的路径。
- 时间：职工从居住地到达工作地或者工作地到达居住地的合理时间，需要综合考虑工作地至居住地的距离、道路畅通情况、交通工具的种类和性能、气候变化情况等因素。“合理时间”的“起止点”也要根据实际情况合理调整，既包括职工正常工作时间的起止点，也包括职工提前上班、推迟下班、加班加点的时间起止点。
- 目的：职工应具有“上下班途中”的合理目的，即，职工所经过路径是以“上下班”为目的或者为了处理“上下班”有密切相关的事务。如果职工在该前提下于途中去其他地方办理与其日常工作生活所必需、合理的事务，该路途依然认定为“上下班途中”。

如果职工符合上述空间、时间和目的，那么在**提前出发上班、或上班期间请假看病、或职工未请假提前下班**等特殊情形途中遭遇事故的，仍可以认定为工伤。用人单位以职工提前上班、下班等系违反劳动纪律的行为为由提出异议的，不能成为阻碍“上下班途中”合理目的认定的法定事由。

Q6. 通勤途中とはどのように理解するべきか？

「規定」など関係する規定に基づき、以下に例示する状況を「通勤途中」として認定することができる。

1. 合理的な時間内に、業務地と住所地、通常の居住地、会社宿舍との間の合理的な経路を往復し通勤する途中。
2. 合理的な時間内に、業務地と配偶者、両親、子女の居住地との間の合理的な経路を往復し通勤する途中。
3. 日常業務、生活に必要な活動に従事し、かつ合理的な時間内に合理的な経路で通勤する途中。
4. 合理的な時間内に、合理的なその他の経路で通勤している途中。

通勤途中の労災の画定について、一般的に労災事故の被害者の保障に有利であるという立場から、「合理的な経路」と「合理的な時間」という2つの重要な要素をめぐり、「通勤途中」について全面的かつ正確な理解を行う。注意しなければならないのは、単純に時間の長さを考慮の基準としてはならず、空間、時間及び移動目的を総合的に考慮に入れなければならない、具体的には、以下の通りである。

- 空間：従業員が居住地から業務地までの間を通る合理的な経路とは、二つの地点の間の最も直接で、最も通じている経路を含み、従業員がその業務、帰宅及び日常生活に密接な関係のある事務（例えば、野菜市場へ買い物に行ったり、学校へ子供を迎えに行ったりすること）に対処するための経路、又は豪雨による道路の不通、交通の異常な渋滞などといった正常時とは異なる状況のために正当に迂回する経路も含まれる。
- 時間：従業員が居住地から業務地まで、又は業務地から居住地に到着するまでの合理的な時間は、業務地から居住地までの距離、道路の通行状況、交通手段の種類と性能、気候変動状況などの要素を総合的に勘案する必要がある。「合理的な時間」の「開始と終了時刻」も実際の状況に基づいて合理的に調整しなければならない、それには、従業員の正常な業務時間の開始と終了時刻も含まれるが、従業員の定刻より早めの出勤、定刻より遅めの退勤、残業時間の開始と終了時刻も含まれる。
- 目的：従業員には「通勤途中」の合理的な目的がなければならない、即ち、従業員が通過する経路は、「通勤」を目的としているか、又は「通勤」に密接な関係のある事務を処理するためでなければならない。もしも従業員がその前提のもとで、途中で他の場所に行き日常業務や生活に必要な合理的な事務を行うとき、その経路は依然として「通勤途中」とであると認定される。

もしも従業員が前記の空間、時間、目的の条件を満たしているならば、定刻より早めに出発して出勤し、又は出勤中に休みを取得して病院に通ったり、休暇を取らずに定刻より早めに退勤したりするなどの正常時とは異なる状況の途中で事故に遭った場合も、労災と認定することができる。使用者が従業員の定刻より早めの出勤、退勤などの労働規律違反行為を理由に異議を申し立てた

としても、「通勤途中」の合理的な目的の認定を阻む法定事由にはならない。

Q7. 如何理解非本人主要责任的交通事故或城市轨道交通、客运轮渡、火车事故伤害？

1. 非本人主要责任，即本人“无责任”或“次要责任”或“同等责任”。这里对“本人主要责任”的判断，应当以有权机构出具的结论性意见和法院生效裁判等法律文书为依据。
2. “交通事故”是指车辆在道路上因过错或者意外造成的人身伤亡或者财产损失事件。首先，如果上下班途中不是因为交通事故受伤，正常情况是无法被认定为工伤的，常见如自己骑车摔倒等，不属于工伤。其次，即使发生了交通事故，但事故的主要责任是职工自己，也是无法被认定为工伤的，比如职工超速行进撞上正常行驶的机动车受伤，不属于工伤。
3. “城市轨道交通、客运轮渡、火车事故伤害”是指运输事故伤害，如果受伤原因不是运输事故，无法被认定为工伤。例如，上下班途中因下雨导致地铁站楼梯湿滑、职工滑倒受伤的，通常不算工伤。

本文对工伤认定的法定情形，特别是上下班途中发生受伤的工伤认定的理解进行了简要解读，旨在帮助读者对该类情形下的工伤与否作出初步判断。实践中，工伤认定需要结合职工受伤的原因、时间、地点以及其他细节情况进行综合判定。

（作者：里兆律师事务所 董红军、黄宇）

Q7. 本人の主要な責任によらない交通事故又は都市の路線交通、旅客用フェリー、列車の事故による負傷とはどのように理解するべきか？

1. 本人の主要な責任によらないとは、即ち、本人に「責任がない」又は「副次的な責任」又は「同等の責任」をいう。「本人の主要な責任」に対する判定は、権限ある機関が出した結論的な意見及び裁判所の効力が生じた裁判等の法律文书を根拠としなければならない。
2. 「交通事故」とは、道路上で車両が過失又は不慮の事態により死傷又は財産の損失がもたらされた事件をいう。まず、もしも通勤途中において交通事故による負傷ではなく、正常な状況であるならば、それは労災と認定されることはできず、二輪車で走行中の転倒などはよく見られるが、労災には該当しない。次に、たとえ交通事故が発生したとしても、事故の主要な責任が従業員自身にあり、例えば、従業員が速度超過で走行し正常に走行していた自動車に衝突して負傷した場合などは、通常、労災扱いとはならない。
3. 「都市の路線交通、旅客用フェリー、列車での事故による負傷」とは、輸送事故の傷害をいうが、負傷原因が輸送事故でなければ、労災と認定することはできない。例えば、通勤途中に雨で地下鉄駅の階段が濡れて滑り、従業員が滑ってケガをした場合、通常、労災扱いとはならない。

本文では、読者が係る状況下での労災か否かについて差し当たりの判断を下すことができるよう、労災認定の法定状況に対し、とりわけ通勤途中で発生した負傷の労災認定の認識に対し簡潔に考察した。実践において、労災認定は従業員の負傷の原因、時間、場所及びその他の詳細な状況を踏まえ総合的に判断する必要がある。

（作者：里兆法律事務所 董红军、黄宇）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [新旧《公司法》的对比及简要解读（公司、股东、董监高三个层面）](#)
- [中外合资/合作企业按照《公司法》等调整组织形式和组织结构、修改合资合同和章程的注意事项](#)
- [企业如何对互联网程序化广告的投放进行有效的监管及常见合规问题的分析](#)

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [新旧「会社法」の対照比較及びポイント解説（株主、株主、董事・監事・高級管理職者の視点から）](#)
- [中外合弁/合作企業の「会社法」等に基づく組織形態及び組織構造の調整、合弁契約及び定款の変更に関する注意事項](#)
- [企業がインターネットプログラマティック広告の投入を効果的に監督管理する方法及びよくあるコンプライアンス問題の分析](#)